

第1回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会

令和2年12月18日(金)午後7時00分～

南砺市役所 別館3階 大ホール

1. 教育長あいさつ

2. 委員長の選出について 資料1

3. 委員長あいさつ

4. 副委員長の選出について

5. 協議事項

(1) 中学校部活動あり方検討委員会のスケジュールについて 資料2

(2) 教育委員会の方針(案)について 資料3～資料4 別冊資料1～6

6. 次回協議会の日程

(1) 第2回検討委員会 令和3年2月 日 () 19:00～

7. 副委員長あいさつ

南砺市教育委員会告示第2号

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年9月18日

南砺市教育委員会

教育長 松本 謙 一

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南砺市立中学校部活動のあり方について、学識経験者、教育関係者、保護者等から意見を聴くため、南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、南砺市立中学校部活動のあり方に関する事項を所掌し、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 体育又はスポーツ団体の関係者
- (3) 教育行政等の関係者
- (4) 児童生徒の保護者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条に規定する提言が行われた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条の規定による提言が行われた日限り、その効力を失う。

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会のスケジュールについて（案）

1. 目的

少子化による生徒数の減少により、部活動の運営に課題が生じていることから、よりよい部活動運営体制の構築等、南砺市立中学校部活動のあり方について検討するもの。

2. 検討方法

学識経験者、教育関係者、体育・スポーツ団体関係者、文化団体関係者、保護者、公募による委員など15人以内で組織する「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」を設置し、中学校部活動のあり方について幅広く意見交換を行う。

3. 検討方針

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会が出された意見をもとに、よりよい部活動運営体制の構築について検討する。

4. スケジュール

令和2年9月	定例教育委員会	南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会設置要綱の承認
10月	南砺市議会 全員協議会①	検討趣旨及びスケジュール等の説明
10～11月	公募委員の募集（約1か月間）	
11～12月	公募委員選考委員会により委員の決定	
12月	第1回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会	○あり方の検討 ・教育委員会の方針（案）の説明、意見交換
令和3年2月	第2回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会	○あり方の検討 ・委員同士での意見交換、意見交換のまとめ
5月	南砺市議会 全員協議会②	中間報告
6月	第3回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会	○あり方の検討 ・具体的方策について検討、意見交換、意見交換のまとめ
10月	第4回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会	○あり方の検討 ・意見交換のまとめ、提言へのまとめ、修正
12月	第5回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会	○あり方の検討の提言 ・提言の確認、提出
令和4年3月	南砺市議会 全員協議会③	検討委員会の結果の報告

南砺市立小・中学校のあり方検討(教育委員会の案)

将来に向けた学校教育の役割 「地域の人たちとの交流をとおして人間性を育む」

参考:南砺市公共施設再編計画改訂方針検討委員会における協議
 小学校 9校 → 2045年度には 4校
 中学校 8校 → 2045年度には 2校

学校設置の基本的な考え方

- ・市内の8地域(旧町村)の文化を大切にすることで、学校教育を機能させる
- ・8中学校区に学校を残して、地域と一体となった学校運営を行う
- ・多くの児童生徒が徒歩と自転車で通学することが可能な学校配置とする(子どもと家庭の通学にかかる負担を最小限にとどめる)



南砺市は

○安心して暮らせる地域 ⇒ ◎移住・定住・Uターンの促進
 (若者が家を建てられる地域) (人口ビジョンの目標達成に向けて)

小・中学校再編と公共施設再編計画

年次	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2025年度(R7)頃までに	2030年度(R☆)頃から随時	2045年度(R27)
A) 学校数	【17校】 小学校9校 中学校8校	【16校】 小学校8校 …(△1校:井口小) 中学校7校 …(△1校:井口中) 義務教育学校1校 …(+1校:井口)	【14校】 小学校6校 …(△3校:井口小、利賀小、福光南部小) 中学校6校 …(△2校:井口中、利賀中) 義務教育学校2校 …(+2校:井口、利賀)	【14校】⇒【●●校】 ◆保護者や地域住民が望めば、 小学校4校、中学校2校への再編統合も検討する	【8校】 義務教育学校8校 …<井波、井口、利賀、城端、平・上平、福野、福光、吉江> ◆2060年度には ・児童生徒数によっては、小規模校を統合再編する【7校～6校に】
小中一貫教育(9年間)の推進 ・ 中学校の部活動改革					
B) 学校再編	第2次南砺市公共施設再編計画(平成28年3月)における基本的な考え方 ・学校は、地域の中核的な施設であり、8地域それぞれで維持。 ・しかしながら、適正規模を下回れば統合の必要があると考えられる。	①井口地域義務教育学校の開校 第2次南砺市公共施設再編計画(平成28年3月)における基本的な考え方 ・井口小、井口中…短期に小中一貫校の検討 ・利賀小、利賀中…短期に小中一貫校の検討 福光南部小…複式学級が2学級以上となった場合、統合を検討	②利賀地域義務教育学校の開校 ③福光南部小学校の統合 (※複式学級になった時点で、福光中部小と福光東部小に統合する) ⇒すべての小学校、中学校で、 小学校1校対中学校1校の「小中一貫教育」体制が整う (※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)	④小中学校区単位で、 小学校・中学校の全学年が単級(1学年1クラス)になった学校から、義務教育学校へ移行する (※福光地域の福光中部小・福光中と福光東部小・吉江中については、義務教育学校ではなく、小学校2校を1校に、中学校2校を1校に統合することも選択肢とする) (※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)	⑤全ての中学校区で義務教育学校とする (※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)
C) 公共施設再編		①井口小学校、井口中学校における減築	②利賀小・利賀中の義務教育学校への移行にあわせて、未使用部分の解体 ③福光南部小の学校校舎を解体もしくは用途変更	④義務教育学校は、各校区の小学校もしくは中学校の校舎を利用して設置することから、 小学校1校+中学校1校=2校が、義務教育学校1校になる。未使用の学校校舎を解体もしくは用途変更	◆2060年度には 小規模校を統合再編した場合は、未使用の学校校舎を解体もしくは用途変更
D) 目標人口等	◆2020年 南砺市人口ビジョン目標人口 48,208人 社人研推計人口 48,028人 (差:180人)		◆2025年 南砺市人口ビジョン目標人口 45,422人 社人研推計人口 44,627人 (差:795人)	◆2035年 南砺市人口ビジョン目標人口 40,122人 社人研推計人口 37,833人 (差:2,289人)	◆2045年 南砺市人口ビジョン目標人口 35,178人 社人研推計人口 31,017人 (差:4,161人)
E) 南砺市立学校のあり方検討委員会の意見を踏まえての修正点等	変更なし	変更なし	A) 学校数: 変更なし B) 学校再編: ②、③ 変更なし B) 学校再編追記: 「(※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)」を追記 C) 変更なし	A) 学校数一部削除: 「小学校4校、中学校2校への」を削除 B) 学校再編: ④ 変更なし B) 学校再編追記: 「(※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)」を追記 C) 変更なし	A) 学校数: 変更なし B) 学校再編: ⑤ 変更なし B) 学校再編追記: 「(※学校区外への区域外入学について、 地域が望む場合は検討する)」を追記 C) 変更なし
5年ごとに南砺市立学校のあり方検討委員会を設置し、将来の小中学校のあり方を再検討する。					

【よりよい部活動運営体制の構築について(案)】

部活動について

- ・異年齢との交流の中で、人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感を高める。
 - ・学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養等、資質能力を育成する。
 - ・持続可能な運営体制を整備する。 ← 社会教育施設、社会教育団体等との連携等
- 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編より

現状と課題

現状

- ・選択肢が少ない学校 … 仕方なく所属
- ・1年生の入部でようやくチーム成立
- ・3学年合わせても単独でチーム編成ができない
 - ☞ 新人チーム（1、2年）では、更にそのケースが増加 【別冊資料1】
- ・部員不足のため、吹奏楽部で合奏が成り立たない学校がある
- ・人数不足による競技力の低下

将来的に

- ・今後15年で生徒数が2/3以下に減少
- ・学年約400人 → 250人【別冊資料2】
- ・このまま何もしなければ、団体で行うスポーツ・文化活動の担い手が育たない
- ・クラブやサークル等、地域の教育力への移行【別冊資料3・4】

部活動のねらいが達成しにくい環境

もはや、学校だけでは解決できない喫緊の課題となっている！
 教育委員会、地域や各種団体が連携して、
 そこで これらの課題解決を図っていく必要性

**部活動のよりよいあり方を検討し、
実現に向けて行動する主体としての委員会の立ち上げ**

方針 方向性

- ① 一つの部の部員数を増やす
 - ・学年で1チーム編成程度
 - ・各学校に設置する部の数を減らす【別冊資料5・6】
- ② 現在あるスポーツ・文化を廃れさせない
 - ・市内どこかに設置されている状況をつくる

現在活動している子供たちにも 将来の人数減少にも対応できる

部活動の拠点校化 を考えていく【図1】

小中一貫教育を核とした 地域一体の活動体制の構築

- ・市全体として、どの種類の部活動をどれだけ設置するか検討する。

※基本校区は残しつつも、部活動選択による校区を越えた就学を認める。（ただし、スクールバスは運行しない）

社会体育団体
（体協、スポ少、クラブ等）
社会教育団体 等

- ・どの地域でどのスポーツ・文化活動が盛んに行われている（きた）か。
- ・どの地域にどのような指導者がいるか などを考慮し、

↓ どの中学校にどの部活動を設置するか決定する。

- ・小学校段階（スポ少、クラブ、サークル等）から中学校段階（部活動、クラブ、サークル等）まで継続して取り組める環境をつくる。【図2】

※現在、地域別に設置されているスポ少を、市全体の枠組みの中で競技別に設置し、スポ少の人数を増やす。

現状

旧4町4村のまま



◎居住地域で部活動を選択できる。
 △部の数が多い
 = 1つの部の人数が少ない
 →大会に出場できない、
 充実感を味わいにくい部活動

~~顧問
1~2人/部~~

△中学校統合案

◎多様な部活動を設置できる



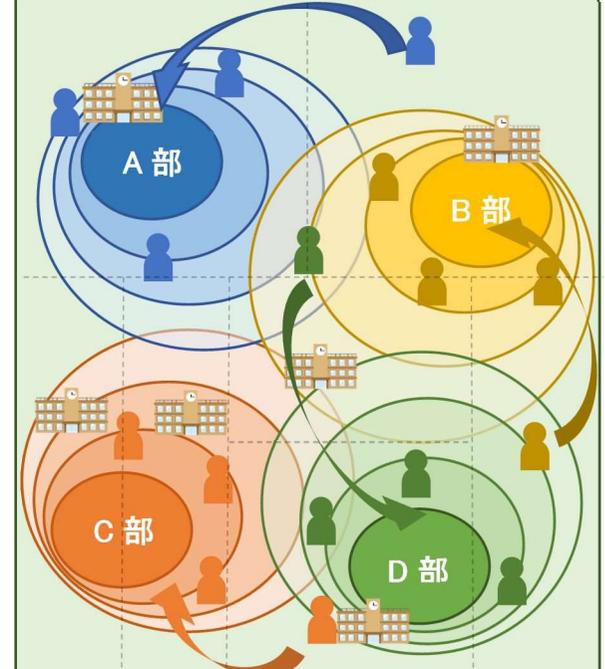
△通学に要する時間（バス通学）が増加
 → 部活動時間の確保が困難
 △地域に指導の中心を移行させることに
 逆行
 △十分な活動場所が確保できない

顧問
3~4人/部

◎拠点校化案

一市として運用
 各部を各校で分担
 小中一貫した指導

★部活動のために校区を越えた就学可
 ※条件により通学補助あり



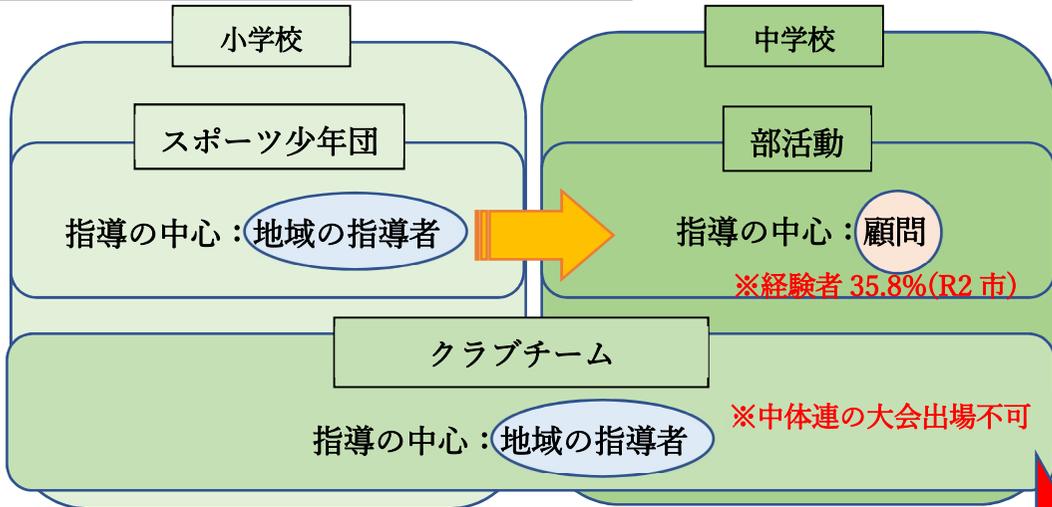
◎地域指導力（教育力）の有効活用
 ◎部の数を精選→切磋琢磨、活動の充実
 ◎小中一貫の指導体制
 △校区外からの通学に時間がかかる

顧問
3~4人/部

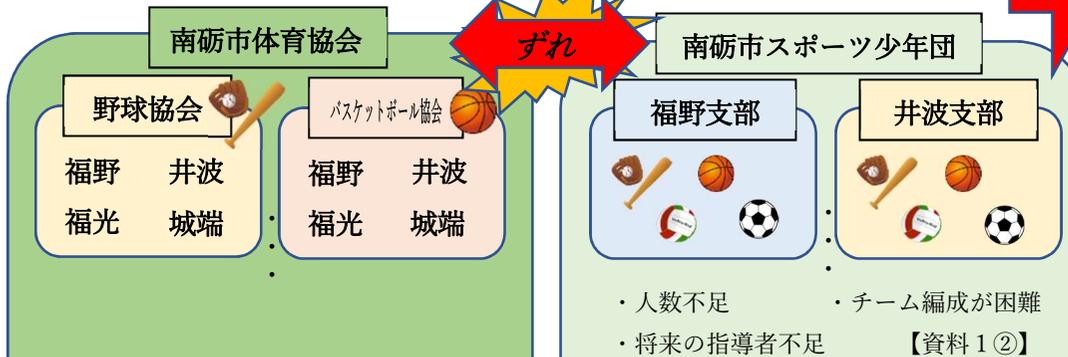
図 2

現 状

課題1 スポーツ少年団と部活動の分離



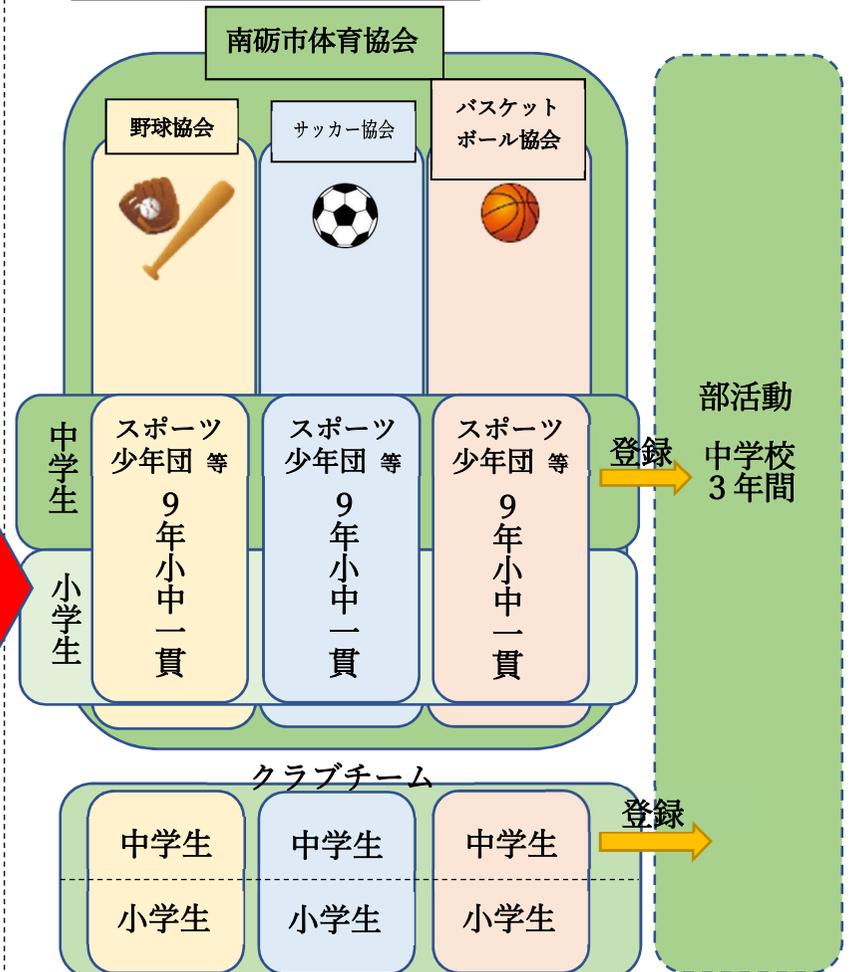
課題2 体育協会とスポーツ少年団組織のずれ



旧町村ごとのスポーツ少年団では、
中学校の部活動を減らせない

改善案

組織と指導体制の一体化



◎指導は地域指導者中心、
部活動の管理は学校で（学校・地域の連携・分担）

今後のスケジュールについて

○完全実施までのスケジュール

